

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人いま・ここ（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款及び内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）の推進について必要な事項を定め、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(役職員等の責務)

第3条 役職員は、この法人におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 役職員は、自らの担当業務に関する法令について、常に正しい知識を習得するよう努めなければならない。

3 役職員は、自らの行動が、コンプライアンスに沿ったものであるか、常に自省・点検しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 この法人において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する部署において、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(組織)

第5条 この規程に基づくコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）及びコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

(1) 統括管理責任者は、この法人全体を統括し、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、代表理事をもって充てる。

(2) 推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、この法人におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じる者とし、理事のうち1名をもってこれを充てる。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、統括管理責任者を委員長とし、推進責任者、監事及び外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他、統括管理責任者が指示した事項

3 委員会は、委員長の招集により、必要に応じて開催する。

4 委員会の事務局は、この法人の事務局に置く。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を理事会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(コンプライアンスのための研修)

第8条 推進責任者は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第9条 職員が第7条第1項及び第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、状況によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、役員については理事会が決議し、職員については、理事会の決定を受けて代用理事がこれを行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年9月26日から施行する。(令和2年9月26日理事会決議)